

## 小田原市議会を考える市民の会 規約

第1条（名称） この会は、「小田原市議会を考える市民の会」と称する。

第2条（事務所所在地） この会は、事務所を小田原市内におく。

第3条（構成） この会は、この会の目的および活動に賛同する小田原市民により構成する。

第4条（目的） この会は、小田原市議会のあるべき姿を私たち市民が共に考えることを目的とする。

第5条（活動） この会は、不偏不党・中立な立場で活動する。

1. 議会を知るための勉強会の開催。
2. 議会改革を目指す諸団体との連携。
3. ホームページの開設、ニュースの発行など情報の発信
4. その他この会の目的に適う事項

第6条（例会） 毎月例会を開催し会員間の意志の疎通を図り、会の活動を推進する。

第7条（世話人及び世話人会）

1. この会の活動を推進・処理するために世話人を数名おき、その中から代表世話人、会計、監事各1名を選任する。
2. 世話人の任期は2年を1期として再任を妨げない。
3. 世話人は例会にて決定する。
4. 重要な事項については、世話人会で検討し、例会にて決定する

第8条（財政）

1. この会の収入は例会参加者から徴収する1回100円/人の参加費並びにカンパによる。
2. 会計年度は毎年、1月1日から12月31日までとする。
3. 必要ある時には例会に諮った上で、同意を得て臨時会費を徴収することが出来る。
4. 会計担当世話人は会計年度終了後3ヶ月以内に監査を受けた上で例会にて決算報告をする。

第9条（規約の改正） この規約の改正は、必要に応じ例会にて出席者の過半数をもって決定する。

施行：平成21年12月6日

改定：平成22年7月8日

改定：令和3年6月1日